

危機管理マニュアル



静岡県立浜松湖東高等学校

(令和7年4月改訂)

目 次

1 章 マニュアルの基本事項	
1 危機管理マニュアルの目的と位置づけ	1
2 危機管理の基本方針	2
3 危機管理マニュアルの運用方法	2
2 章 体制整備と事前の備えについて	
1 学校の状況	7
2 教職員名簿	11
3 教職員の参集基準	13
4 教育活動の実施基準	16
5 教職員の配備体制	19
6 情報の収集方法	23
7 緊急時の連絡体制	24
8 緊急時持出品・文書等の整理・管理	26
9 備品・備蓄品	27
10 避難計画・防災訓練計画・学校安全教育計画・教職員研修	29
11 施設設備安全点検	35
12 避難所対応	40
3 章 災害対策について	
(1) 火災対策	
1 火災予防対策	44
2 火災発生時の対応	45
(2) 地震対策	

1 地震対策の基礎知識	49
2 地震災害における教育活動の実施基準	50
3 地震発生時の対応	51
4 緊急地震速報の基礎知識	55
5 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応	56

(3) 津波対策	
1 津波対策の基礎知識	62
2 津波警報・注意報発表時における教育活動実施基準	64
3 津波避難における留意事項	65
(4) 風水害対策	
1 気象情報の基礎知識	66
2 気象警報、注意報発表時における教育活動実施基準	71
3 気象警報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）	75
4 積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応	77
(5) 原子力災害対策	
1 原子力災害対策の基礎知識	78
2 浜岡地域原子力災害広域避難計画	82
3 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応	84
(6) 国民保護対策	
1 国民保護対策の基礎知識	86
2 ミサイル発射後に出される J アラート警報時の対応	87
(7) その他	
1 大規模停電発生時における学校の対応	89
2 児童生徒の引渡し及び待機	89

3 校外活動における危機未然防止対策	91
4 章 傷病者発生時の対応について	
1 傷病者発生時の基本の対応	92
2 頭頸部外傷発生時の対応	96
3 熱中症の防止対策及び発生時の対応	103
4 食物アレルギー・アナフィラキシーの防止対策及び発生時の対応	108
5 章 交通事故対応について	
1 交通事故発生時の対応	115
6 章 犯罪被害対応について	
1 不審者侵入事案の対応	117
2 登下校時の不審者事案	119
3 学校への犯罪予告への対応	123
7 章 学校再開について	
1 教育活動の再開に向けた流れ	124
2 心のケア	127

表紙：本校生徒参加の「令和6年度ふじのくに防災人材育成事業『被災地訪問研修』」

1 章 マニュアルの基本事項

1 危機管理マニュアルの目的と位置づけ

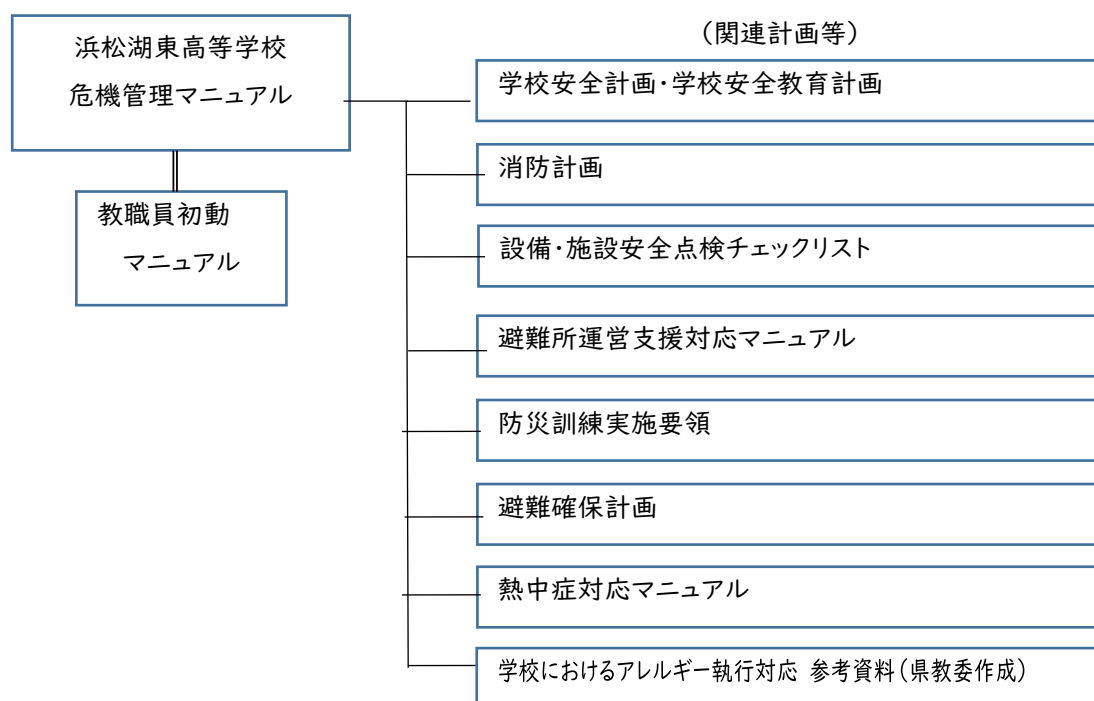
●目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童生徒及び教職員の安全確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

●関連計画との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、その他の学校安全に関する計画・マニュアル等と常に整合を図りつつ、本校の学校安全を推進するものである。

◎本校における関連計画・マニュアル等との関係



2 危機管理の基本方針

◎危機管理の基本原則

- ☐ 生徒の生命、安全の確保を第一とする。
- ☐ 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体としての組織的な対応を行う。
- ☐ 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。
- ☐ 本マニュアルに定めのない事態が発生した場合等は、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

◎危機管理の基本方針

- ☐ 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修を通じて各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- ☐ 学校の施設設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- ☐ 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
- ☐ 危機の対応に当たっては、児童生徒や教職員の命を守ることを最優先とし、被害を最小限に抑える。
- ☐ 危機が収束した後は、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童生徒や、その保護者等への継続的な支援を行う。

3 危機管理マニュアルの運用方法

◎教職員・関係者等への周知方法

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、全ての教職員に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図らねばならない。

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

周知方法	周知・確認内容
☐ 年度当初のマニュアルの読み合わせ研修等	☐ 本マニュアルに定める事項全般 ☐ 各教職員の役割
☐ 新任・異動職員に対する研修等	☐ 学校所在地における自然災害リスク ☐ 発生事象別の避難場所、避難経路
☐ 職員会議等における周知等	☐ 季節（時期）ごとの注意点 ☐ 他校での事故事例等の共有
☐ 異なる発生事象を想定して実施する実働訓練又は図上訓練での周知等	☐ 発生事象別の緊急対応手順 ☐ 発生時の各教職員の役割

◎児童生徒・保護者への周知方法

校長は、児童生徒・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
生 徒	☐ 新学年開始時のHR活動 ☐ 各種防災訓練 ☐ 防災教育の学習 ☐ 日常のHR活動（特に季節に応じた内容）	☐ 想定される事故・災害等 ☐ 事故・災害等の未然防止、事前の備えとして行うべき事項 ☐ 事故・災害等発生時に児童生徒が取るべき行動
保 護 者	☐ 新入生保護者説明会等 ☐ 入学式後の保護者説明会等 ☐ P T A総会等	☐ 想定される事故・災害等 ☐ 事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき行動 ☐ 事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動 （児童生徒の引渡し方法など） ☐ 災害発生における教育活動の実施判断基準

◎防災教育推進のための連絡会議実施内容

地域と連携した防災教育の実施や防災体制の整備等について協議するため、学校・地域（自主防災組織）・市町防災担当課等で構成される「防災教育推進のための連絡会議」を実施する。

実施時期	構成者	協議内容
12 月	☐ 浜松市中央区西行政センター（地域振興） ☐ 西山町・神ヶ谷町自主防災隊 ☐ 神久呂中学校 ☐ 神久呂小学校 ☐ 神久呂幼稚園 等	☐ 学校安全計画及び学校危機管理マニュアルに対する関係者からの指導助言 ☐ 学校と地域が連携した防災訓練の実施 ☐ 学校が避難所となる場合の対応

◎危機管理マニュアルの保管場所及び教職員への配付方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり保管・配付する。

①印刷製本版

保管場所・配布対象	配付対象
☐ 校長室	1 部
☐ 職員室（各学年棚）	3 部
☐ 事務室（事務長席の後方）	1 部
☐ 各教職員	各 1 部（PDF データ）

②電子データ版

保管場所
☐ N E S の文書共有DB
☐ グーグルドライブ
☐ グーグルクラスルーム

（個人情報の扱いに留意すること）

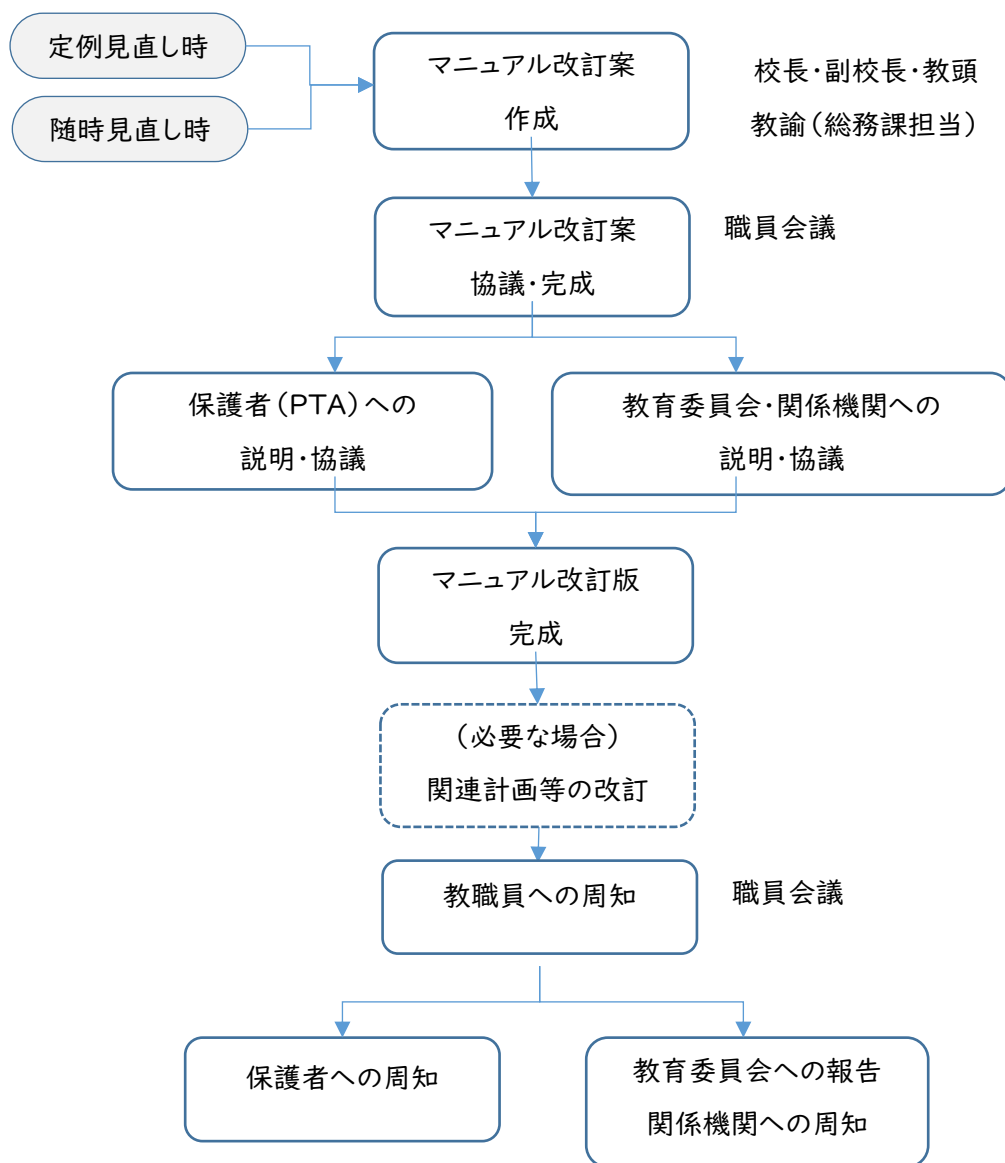
◎危機管理マニュアルの見直しの時期及び内容

本マニュアルは以下のとおり見直しを行い、継続的にこれを改善することで、学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	随時見直し
☐ 毎年度当初及び人事異動があったとき	☐ 浜松市の地域防災計画等の改訂があったとき
☐ 各種訓練・研修会等を実施した後	☐ 各種ハザードマップの改訂があったとき
☐ 防災教育推進のための連絡会議において関係機関と協議したとき	☐ 教育委員会からの通知に基づく改訂を入手したとき
	☐ 先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき
	☐ 他校等含め、事故等が発生したとき

◎危機管理マニュアルの見直しの手順

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（文部科学省）



2 章 体制整備と事前の備えについて

1 学校の状況

◎地域・学校・児童生徒の現状

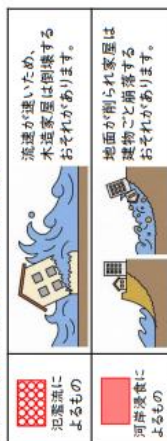
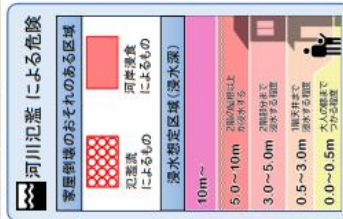
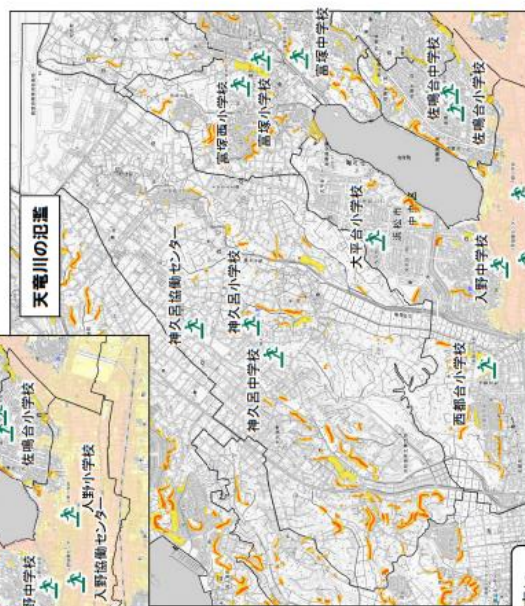
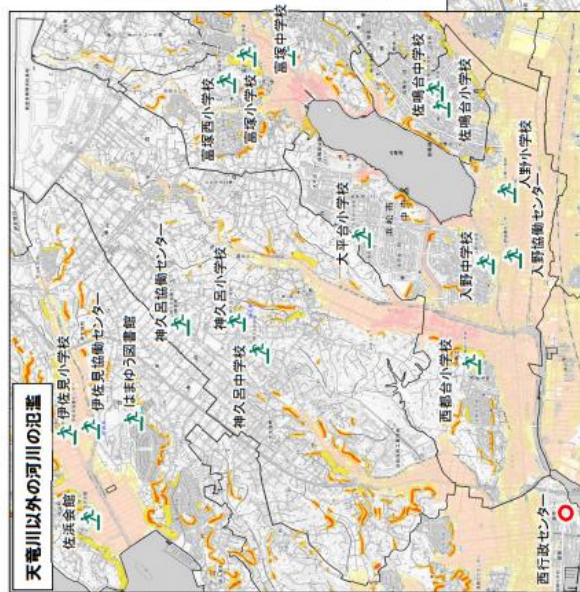
区分	項目		内容
学校所在地 の特徴	住所	浜松市中央区大人見町 3600 番地	
	海拔	3 5 m	
	海岸からの距離	7 k m	
	近隣の河川	伊佐地川	
	周辺の地形	台地	
学校の被害 想定	最大震度	震度 7	
	津波浸水	なし	
	液状化	なし	
	土砂災害（警戒区域等の指定）	なし	
	洪水浸水（想定区域等の指定）	なし	
	原子力発電所との位置関係	UPZ 外	
	火山避難対象エリア	エリア外	
	その他の災害	想定なし	
	生徒の状況	生徒数	1 年 男子 128 名 女子 112 名 計 240 名 2 年 男子 133 名 女子 133 名 計 266 名 3 年 男子 136 名 女子 135 名 計 271 名 計 男子 397 名 女子 380 名 計 777 名
	通学範囲	居住市町	浜松市、磐田市、湖西市

		東端	磐田市
		西端	湖西市
		南端（沿岸）	浜松市南区
		北端	浜松市浜名区
	通学方法（人）		徒歩 6 人、自転車 717 人、バス 60 人、その他 10 人
	災害時に支援を要する生徒等		別紙参照
避難所の指定	指定避難場所		神久呂小学校、神久呂中学校ほか
	緊急避難場所		神久呂小学校、神久呂中学校ほか

激甚化・頻発化している水害、土砂災害から命を守るためには、適切なタイミングで適切な場所へ避難することが重要です。



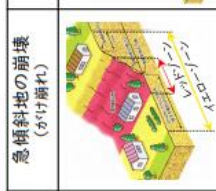
自宅に危険があるか
確認するのじゃ！



出版：内閣府経済政策総合事務局



立退き避難が必要



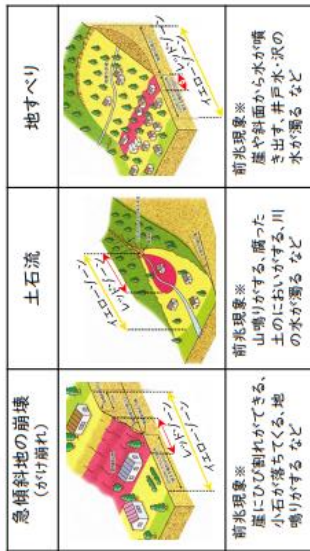
土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)】

崩壊した土石等により建物の破壊が生じ、身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

【土砂災害警戒区域(イエローゾーン)】

崩壊した土石等により生命や身体に危害が生じるおそれのある区域

土砂災害の前兆現象は、現象の直前にみられるものとして知られていますが、実際には発現してから避難するための猶予はほとんどない場合が多く、「様子がおかしい」と感じたら直ちに避難行動をとる必要があります。



情報収集手段

避難情報	警戒レベル	住民がとるべき行動
緊急安全確保	レベル5	・「だちに命を守る最善の行動をとる」 ※強固な建物・高い建物に避難する ・全ての住民が避難を完了させる
高齢者等避難	レベル4	
	レベル3	・避難に時間がかかると人は避難を開始する

・河川氾濫の避難情報は、あらかじめ定められた河川水位を基準に発令されます。
・土砂災害の避難情報は、あらかじめ定められた土壌に含まれる水分量の実況値及び2時間先までの予測値を基準に発令されます。

【避難情報や避難所の開設状況】

LINE公式アカウント
しやんべえ情報局

【気象情報や河川水位情報】

川や気象
防災情報なら
ここ!!

気象庁キキクル
Japan Meteorological Agency

【簡易版】わたしの避難計画（自宅の災害リスクや避難のタイミングを記入しよう）

◎災害種別ごとの避難場所

火災	一次避難場所	グラウンド
	二次避難場所	学校近隣の広域避難所
地震・津波	一次避難場所	グラウンド
	二次避難場所（ある場合）	体育館、校舎上層階（垂直避難）等
土砂災害	一次避難場所	土砂流入箇所から一番離れている校舎
	二次避難場所（ある場合）	体育館等
洪水浸水	一次避難場所	校舎上層階（垂直避難）
	二次避難場所（ある場合）	体育館等
雷・竜巻	一次避難場所	屋内退避

2 教職員名簿

3 教職員の参集基準

◎勤務時間外における災害発生時の参集基準

夜間休日等の勤務時間外に災害等が発生した場合に、学校施設の被害状況や教育活動実施の可否等の判断のため、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとする。

状況			応急対策要員	その他の職員
地震	突発地震	学校が所在する地域で震度 5 弱以下の地震が発生したとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		学校が所在する地域で震度 5 強の地震が発生したとき	本校へ参集	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		学校が所在する地域で震度 6 弱以上の地震が発生したとき	本校へ参集	登録先の学校へ参集
	南海トラフ地震臨時情報	「調査中」が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		「巨大地震注意」が発表されたとき	校長等の指示により参集	
		「巨大地震警戒」が発表されたとき		
		「調査終了」が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	
津波	津波注意報が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	
	津波警報が発表されたとき	避難安全確保後に校長等の指示により参集	避難安全確保後に、連絡が取れる状態を確保	
	大津波警報が発表されたとき			
風水害	警戒レベル 3 相当 (大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報)	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	
	警戒レベル 4 以上 (校区内の地区に避難情報 (例：避難指示) 発令)	避難安全確保後に 校長の指示により参集	避難安全確保後に、連絡が取れる状態を確保	

※ 自らの身の安全の確保を優先すること

●安全確保等の優先

参集先は浜松湖東高校を基本とするが、道路の閉鎖等により所属校へ参集できない場合は、年度当初に設定した県立学校へ参集する。

なお、参集連絡があった場合でも自らの安全を最優先し、無理な参集は避け、周囲及び参集先経路等の安全確認後に可能な限り参集すること。特に、津波浸水域にある学校は、津波警報又は津波注意報が解されるまでは参集しない。

◎非常参集時の持ち物

動きやすい服装、運動靴とする。季節に合わせて防寒具等も準備する。また、数日間勤務に当たることを想定した持ち物を準備しておく

- | | | | | | |
|----------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| ☐ 身分証明書 | ☐ 携帯電話、スマートフォン | ☐ 携帯充電器 | ☐ 携帯ラジオ | ☐ 携帯できる食料 | |
| ☐ 飲料水 | ☐ 現金（小銭） | ☐ 笛（ホイッスル） | ☐ 小型のライト | ☐ マスク | ☐ 着替え |
| ☐ メモ・筆記用具 | ☐ モバイルバッテリー | ☐ ヘルメット | ☐ メガホン | | |

●指揮命令系統

事故・災害等発生時の指揮命令系統及び指揮命令者の順位は、後述の「指揮命令順位」とし、上位者が不在の場合には代理を務めることとする。

なお、事故・災害等発生時に校長不在の場合には、代理者から事故・災害に関する情報を迅速に校長に伝達することとし、校長は自らの所在を明らかにする。

◎勤務時間外に参集した場合等の対応

- | |
|--|
| ☐ 災害対策本部の開設 |
| ☐ 地震や被害に関する情報収集 |
| ☐ 必要に応じて被害状況を教育委員会に報告 |
| ☐ 生徒・教職員の安否確認 |
| ☐ 施設の安全点検 |

- ☐ 学校周辺交通状況の確認
- ☐ 電気、水道等のライフラインの確認
- ☐ 授業等実施の判断 → 生徒・保護者・教職員への連絡
- ☐ 避難者対応の支援（学校が避難所となった場合）

◎津波浸水域に位置する学校の津波浸水域外の学校への参集

- ☐ 教職員の参集を実施する場合は、浸水域に位置する学校への参集を避け、近隣の浸水域外への学校（災害時協力校）に参集し、災害対策本部等を設置する。
- ☐ 事前に近隣校へ参集する場合の基準を定めておく。
- ☐ 近隣校での災害時連携を定めておく。

※ 津波以外の災害においても、参集する学校が災害により参集が不可となる場合を想定し、積極的に近隣の学校と連携し、参集先を変更しても良い。

4 教育活動の実施基準

◎地震発生時・南海トラフ地震臨時情報発表時の教育活動実施基準

状況		教育活動実施基準	
地震	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき	<登校前・登校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて休校 <在校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止	
	学校が所在する地域で震度5弱以上の地震が発生したとき	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止	
	南海トラフ地震 臨時情報	調査中	☐ 原則通常授業
		巨大地震注意	☐ 原則通常授業
		巨大地震警戒	事前避難対象地域に位置する学校 ※下記URL参照 <登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動中止 (1週間程度の休校)
			上記以外の学校 ☐ 原則通常授業
		調査終了	☐ 原則通常授業

※各学校、児童生徒の実状及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

※事前避難対象地域については、以下の静岡県HPから確認すること

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/nankaitorafu/1035947.html>)

◎津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	<登校前・登校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて休校 <在校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止 ☐ 沿岸部での活動は中止
津波警報	<登校前・登校時>
大津波警報	☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止

◎気象警報・注意報発表時の教育活動実施基準

情報		授業	対応
注意報	強風 大雨 洪水	通常授業	☐ 安全を確認した上で登下校 (確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機)
警報	暴風	授業中止	☐ 午前6時の時点で学校所在地または居住市町に警報が発表されている場合は、自宅で待機 ☐ 午前11時の時点で警報が解除されていない場合は「1日休校」 ☐ 午前11時の時点で警報が解除されている場合は、安全を確認した上で、午後の授業(13:00のSHR)に間に合うように登校 (確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機)
	大雨 洪水	通常授業 又は	☐ 安全を確認した上で登下校 ☐ 市町等から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は自宅待

		授業中止	機又は学校での留め置き、休校
	その他 気象警報	通常授業 又は 授業中止	☐ 安全を確認した上で登下校 (確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機) ☐ 市町等から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は自宅待機又は学校での留め置き、休校

◎特別警報発表時の教育活動実施基準（平成 27 年 2 月 24 日付教総健第 558 号）

種類	対応	
気象等	県内全域又は学校所在地の市町に特別警報が発表された場合	特別警報が解除され、且つ安全が確認されるまで、原則として教育活動は中止し、児童生徒及び教職員の安全確保を徹底する。
	学校所在地以外の県内市町に特別警報が発表された場合	学校が所在する市町に対し、特別警報が発表されていない場合であっても、児童生徒の居住地や通学状況等に十分配慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。
津波	大津波警報発表時の対応とする。	
火山噴火	噴火警報発表時の対応とする。	
地震動	緊急地震速報発表時の対応とする。	
(対応方針)		
・「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表され、対象地域の住民に対して最大限の警戒を呼びかけるものであることから、各学校においても児童生徒及び保護者に対し、「命を守る行動」を最優先するよう指導・周知する。 ・児童生徒の帰宅又は保護者への引渡しについては、特別警報が解除された後に行う。その際、公共交通機関、道路及び児童生徒の居住地等の安全を確認のうえ帰宅させ、帰宅困難な児童生徒がいる場合には学校で待機させる等の対応をとる。		

5 教職員の配備体制

(1)勤務時間中

生徒が教室等で教育活動を実施している時間帯 例)授業中、朝夕のSHR中

- 指導中の教員は、周囲の教員と連携を取りながら、目の前の生徒の安全を第一に考えた対応をとり、安全が確保できた場合は「避難誘導」「救護」に進む（次ページ参照）。

※教職員の応援が必要な場合は、周囲に情報伝達して応援を要請する。

- 職員室・教科準備室に居る教職員は、各自の担当業務（次ページ参照）を行うことを基本とする。
状況によっては、生徒の安全を最優先した業務や、本部から指示された業務を行う場合もある。

隙間時間（休み時間など）や、放課後（部活動、補習など）、登下校などの時間帯

- HR担任あるいは部活動顧問は、人員点呼および安全確認を行う。

その状況を本部に報告するとともに、「避難誘導」「救護」「巡視」等に進む。

(2)勤務時間外（教職員が校内不在の時）

応急対策要員による対応（本部を大会議室に設置）

係	該当職員（○は責任者）
本部	○校長、副校長、教頭、事務長、各係責任者
情報連絡	○総務課長、図書DX課長（総務課職員）
巡視	○生徒課長、各学年主任（生徒課職員）
消火	○進路課長（進路課職員）
救護	○保健課長、養護教諭（保健課職員、図書DX課職員）
搬出保管	○教務課長（教務課職員、事務室職員）
地域・保護者対応	○探究課長（探究課職員）

【勤務時間中の配備体制】			○は責任者	
係		職員	職務内容	
			臨時情報発生時等の災害発生前	災害発生
本部		○校長 副校長① 教頭② 事務長③ 各係の責任者	職員の役割分担の確認 情報連絡活動 県教委本部への情報伝達 生徒・保護者への連絡 関係機関との連携	状況に応じた分担者の再配置 命令系統の一本化の確立 県教委本部への情報伝達 市災害対策本部との連絡 避難者の受け入れ態勢整備
情報連絡		○総務課長④ 図書ＤＸ課長 総務課職員	情報の収集、確認 警戒宣言、避難命令などの必要な指示・伝達	生徒・職員の被害状況の把握 情報の一元化管理 情報伝達手段の確保 （「きずなネット」等を含む） 交通機関等の状況の把握
避難誘導		○各ＨＲ担任（副担） あるいは授業担当者	避難地、避難経路の確認 全員が安全に避難できるよう誘導 人員確認と学年主任への報告	避難場所への誘導 避難地、避難経路の安全確保 人員確認と学年主任への報告
		○各学年主任 学年副主任	避難地、避難経路の安全確認及び必要な指示 ＨＲ担任、授業担当者の不在者の補充	
避難場所		○総務課防災担当者	避難場所での全体指導	
		○各学年主任 ＨＲ担任	避難場所での全体指導補助 学年の人員確認及び本部への報告	
巡視		○生徒課長 各学年主任 生徒課職員 （図書ＤＸ課職員）	本部の指示の各係への連絡と復命 校舎内外を巡視点検し、状況を本部へ報告する 学校周辺の警戒に当たる	本部の指示の各係への連絡と復命 施設の被害状況の把握と本部への報告 危険箇所等への立入禁止処置 鍵の管理方法の確立 電気、ガス、水道、電話被害調査 行方不明生徒の捜索など
消火		○進路課長 進路課職員	防災設備用具の整備点検 初期の消火活動（消火器、消火栓、消火バケツ等）	出火防止措置 初期の消火活動（消火器、消火栓、消火バケツ等）
救護		○保健課長 養護教諭 保健課職員 図書ＤＸ課職員	救出用具の整備点検 負傷者の救出活動 救護用具の整備点検の準備 救護技術の習得 応急救護活動の準備	保健室薬品類の被害状況確認及び 応急医療用具などの確保 医療器具、医薬品の確保 負傷した生徒の救護 応急処置後の救援の要請 生徒の心のケア
搬出 保管	事務室	○事務主任 事務職員	非常用搬出書類の管理保管 避難後、本部の指示による非常持出し その他重要物件備品の搬出、保管	非常用搬出書類の搬出 残留生徒・職員の食料・飲料水等の確保
	職員室	○教務課長 教務課職員		
地域・保護者 対応等		○探究課長 探究課職員		本部の指示により各種応援活動にあたる
☆校内警戒〔対策〕本部の設置＝大会議室を本部と定める				
☆校長不在時の代理順番を①から④で示す				

◎事故・災害の事前準備について（チェックリスト）

班 名	業務内容	実施時期（目安）				準備物
		事前	発生 時	1日 以内	3日 以内	
災害対策本部	☐ 情報収集（気象・災害・交通情報等） ☐ 校内放送等による指示や連絡 ☐ 非常時持出品、重要書類、鍵等の確認及び搬出 ☐ 災害対策本部の立ち上げ ☐ 応急対応の決定 ☐ 教育委員会・市町災害対策本部・PTAとの連絡調整 ☐ 報道機関との対応 <住民対応> ☐ 避難者受け入れ場所の確保 ☐ 避難者の誘導 ☐ 市町・自主防災組織と連携した避難所の運営支援	 ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○	☐ 拡声器・メガホン ☐ ホイッスル ☐ ラジオ ☐ 懐中電灯 ☐ 乾電池 ☐ 点呼表 ☐ 児童生徒名簿 ☐ トランシーバー ☐ マスターキー ☐ バリケード ☐ ロープ ☐ テープ ☐ 校内配置図
児童生徒班	☐ 負傷者等の把握と本部への報告 ☐ 安全な避難経路を確認しての誘導 ☐ 安否不明児童生徒等の把握と本部への報告 ☐ 児童生徒等及び教職員の救出・救命		○ ○ ○ ○	 ○ ○	○ ○ ○	☐ クラス出席簿 ☐ 引渡しカード ☐ クラス配置図 ☐ トランシーバー
保護者対応班	☐ 引渡し場所の指定 ☐ 保護者の身元確認 ☐ 保護者への引渡し		○ ○ ○	 ○ ○	○ ○	

		☐ 引渡し後の状況把握 ☐ 児童生徒等の安否情報の提供 ☐ 保護者への連絡手段の確保			○	○	
					○	○	
					○	○	
					○	○	
施設管理班	搬入搬出	☐ 非常持出品の搬出 ☐ 重要書類の搬出 ☐ 鍵の搬出 ☐ 応急復旧に必要な機材調達	○				☐ マスターキー ☐ 消火器 ☐ ヘルメット ☐ ラジオ
	安全点検	☐ 初期消火 ☐ 被害の状況確認 ☐ 近隣の危険箇所の巡視 ☐ 二次被害の防止 ☐ 救助活動の支援 ☐ 校内施設設備の安全点検	○	○			☐ 手袋 ☐ 被害調査票 ☐ ロープ ☐ 標識 ☐ バリケード ☐ 校内配置図
	消火				○	○	
					○	○	
					○	○	
					○	○	
					○	○	
	応急復旧	☐ 危険箇所の立入禁止措置 ☐ 危険箇所の表示 ☐ 転倒備品の復旧 ☐ プール水の利用 ☐ ゴミの処理 ☐ 危険箇所の処理 ☐ 非開放区域の設定 ☐ ライフラインの確認 ☐ 仮設トイレの設置 ☐ トイレの汚物処理と清掃			○		☐ トランシーバー ☐ カメラ
					○		
					○		

救護班	☐ 負傷者や危険箇所等の確認及び通報 ☐ 応急手当備品の確認 ☐ 負傷者の保護・応急手当・搬送 ☐ 関係医療機関との連携	○	○	○	☐ 医薬品 ☐ 担架 ☐ 簡易テント ☐ 毛布 ☐ トランシーバー
心のケア班	☐ ストレス反応が出ている児童生徒等への対応			○	☐ 健康チェックリスト

6 情報の収集方法

災害関連情報 (NHK)	台風情報 (気象庁)	警報・注意報 (気象庁)	土砂災害危険度分布 (気象庁)
			
洪水危険度分布 (気象庁)	浸水害危険度分布 (気象庁)	雨量情報 (静岡県土木防災情報)	キキクル (気象庁)
			
静岡県GIS	重ねるハザードマップ	運行状況	静岡県総合防災アプリ

(静岡県)	(国土地理院)	(J R 東海)	(静岡県)
			
富士山ハザードマップ			
			

7 緊急時の連絡体制

◎関係機関連絡先

◎生徒、保護者、教職員への緊急連絡・通信手段

8 緊急時持出品・文書等の整理・管理

- ・避難する際の緊急時持出品は以下のとおりとする。すぐに持ち出せるよう持ち出し品袋にまとめ、職員室東ロッカーに備える（個人情報を含むため、管理を厳重にすること）。
- ・保健室に、医薬品・救急用品セットを備える。避難の際には、養護教諭が持ち出すこととする。

◎緊急時持出品

区分	内容
避難に用いる物品	☐ 危機管理マニュアル ☐ 懐中電灯、ヘッドランプ ☐ ヘルメット ☐ 携帯型ラジオ ☐ ハンドマイク、ホイッスル ☐ 電池 等
応急手当に用いる物品	☐ 救急用品セット（ハサミ、ピンセット、消毒液、滅菌綿棒、絆創膏、滅菌ガーゼ、サージカルテープ、三角巾 等）
名簿・各種連絡先	☐ 児童生徒緊急連絡用名簿 ☐ 引渡しカード ☐ 関係機関の緊急連絡先一覧 等
各種図面	☐ 各種防災設備の配置図 ☐ 校内地図、図面（電気配線図など）等
各種様式	☐ 行方不明者記入様式（生徒・教職員） ☐ 事件・事故・災害等発生時の記録用紙 等
重要書類	☐ 指導要録、公印、通帳 等

●緊急時持出品の担当者順位

順位①	順位②	順位③

9 防災用備蓄品

◎備品・備蓄一覧

保管場所	品目
防災倉庫 (グラント南門)	ア 備品台帳に記載の物 (10 万円以上) ・発電機 1 台
	イ 備品台帳記載以外の物 ・簡易トイレ 4 セット ・ガソリン缶(含むガソリン) 1 個 ・リヤカー 1 台 ・木炭 多数 ・つるはし 3 本 ・ロープ 200m 1 本 ・ジャッキ 2 個 ・ハロゲン灯(スタンド付) 2 組 ・革作業用手袋 50 組 ・石油コンロ 1 個 ・ガスランタン 4 個 ・スコップ 9 本 ・プラスチックグローブ M100 枚、L 100 枚 ・ゴミ袋 黒 50 枚、半透明 50 枚 ・懐中電灯 6 個 ・テントセット 2 組 ・延長コード 1 個 ・アルミ温熱シート 16 枚 ・レンチカッター 5 個 ・担架 2 個 ・バーベキューセット 1 セット ・ブルーシート 4 枚 ・かなづち (大) 3 本 ・登山用ロープ 2 本 ・発電機 1 台 ・銀マット 13 枚 ・オレンジシート 1 枚 ・ガスコンロ 1 個 ・ボンベ多数(山岳部使いかけ) ・LED ライト 10 個 ・LED ランタン 10 個 ・プラスチックコップ 50 個×20 ・リュック 4 個 ・エールキット 10 箱 ・サバイバルブランケット 52 個 ・レスキューシート 10 枚

	・ポリタンク 2 個
0 2 教室	【非常用食料、水】 ア カンパン 一人 1 缶（全校生徒分） イ カロリーメイト 一人 2 箱（全校生徒分） ウ 500ml 保存水ペットボトル 1 本（全校生徒分） エ アルファ化米 1500 食（職員分） オ ライスクッキー 48 食（職員分） カ レトルト食品 200 食（職員分） キ スーパー保存水（5 年）6 本入り（21） 150 箱 ・災害備蓄用生理用品 10 パック
事務室	・乾電池（事務倉庫） 多数 ・ラジオ 1 台 ・携帯充電器 1 個
2 8 倉庫	・ポリタンク 多数
L L 教室横	・テント 3 張
教科準備室	・ハンドマイク又はメガホン 各 1

※避難誘導時に使いやすいよう備え置き、放送設備が故障で使えない場合には、これらを用いて避難誘導を行う。

10 避難計画・防災訓練計画等

(1) 防災管理委員会

構成員：校長、副校長、教頭、事務長、総務課長、教務課長、生徒課長、保健課長

図書ＤＸ課長、探究課長、各学年主任、総務課職員

(2) 施設設備の整備点検 年２回点検（５月、１１月）

係	職 員	職 務 内 容
建築物	○事務長、事務主任 (施設)	・ 校舎内外の施設、非常口、非常階段 ・ 防火シャッター、救助袋等の管理点検
火気使用施設	○事務主任（施設） 各管理責任者	・ ガスストーブ等の火気使用場所の管理点検 ・ 下校時、職員室の防災点検簿への記入
電気施設	○事務主任（施設） (年６回点検)	・ 電気配線、電気器具、避雷針等の管理点検
警備施設	○事務主任（施設） (年２回点検)	・ 火災報知器、火災信号装置、放送施設等の管理点検
危険物 特殊可燃物	○事務主任（施設） 各管理責任者	・ 薬品戸棚、薬品庫、特殊可燃物の安全点検
消火施設	○事務主任（施設） 各管理責任者	・ 消火器、消火栓、フール、防火バケツ 等
非常持出	○教務課長 事務職員	・ 非常用搬出書類の管理点検

(注) ○印は責任者

防火用具及び火気、危険物点検

名 称		設 置 箇 所	点検検査の時期及び方法
防火用具	・ 消火栓 ・ 消火器	避難経路図・防災用具配置図を参照	業者の指導により、年2回（9月、3月）整備点検を行う。
火気・ 危険物	・ ガスコンロ ・ ストープ ・ プロパンガス ボンベ ・ 化学薬品	調理室、家庭科準備室 化学教室など ※他、実験用バーナー15 事務室・応接室 各教科準備室など （ガス 16、灯油 7、電気 2） ガスボンベ室 薬品庫、化学準備室、 化学室、生物準備室、生物室	各室の点検責任者により、常時整備点検を行う。

(3)防災訓練

訓練事項	実 施 計 画
避難誘導訓練	5 月中に避難方法・経路などを各HRに周知させ、地区別集会、避難訓練を行う。 6 月、11 月に防災訓練を行う。
応急防火訓練	防災訓練時に、防火・消火訓練を実施する。消火係に対しては、消火栓の扱いを、 3 年生全員に対しては消火器の取り扱いについて、消防署・業者の指導のもとに訓練を行う。
搬出訓練	搬出保管係に対しては、非常持ち出し物件・場所を確認させるとともに、搬出先場所も確認させる。

避難誘導の方法

生徒・職員の生命の安全を第一として、次の要領で行う。

ア 校内放送・ハンドマイク等によって、災害の種類・状況を伝達する。

イ 避難誘導は、HR担任・授業担当者の指導によって行う。

ウ 常時、人員の安全確保・掌握に努める。

地域防災への参加

12月の地域防災訓練には生徒を積極的に参加させる。

学校周辺地図



避難誘導経路

◎土砂災害警戒区域の学校における災害発生時の活動方針

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	台風情報 大雨注意報	情報収集	災害対策本部
警戒体制	大雨警報（土砂災害） 避難準備・高齢者等避難	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、保護者への連絡・引渡し の開始	災害対策本部、児童生徒班、保護者対応班、施設管理班
非常体制	土砂災害警戒情報 避難指示、緊急安全確保	施設全体の避難誘導、緊急的な避難の実施	災害対策本部、児童生徒班、保護者対応班、施設管理班

◎洪水浸水想定区域の学校における災害発生時の活動方針

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	洪水注意情報	情報収集	災害対策本部
警戒体制	避難準備・高齢者等避難	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、保護者への連絡・引渡し の開始	災害対策本部、児童生徒班、保護者対応班、施設管理班
非常体制	避難指示	施設全体の避難誘導、緊急的な避難の実施	災害対策本部、児童生徒班、保護者対応班、施設管理班

◎洪水浸水想定区域内の学校における自衛水防の組織と任務分担

	役割分担	任務内容
統括管理者	校長	自衛水防隊の各係員に対し、指揮・命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	総務課長 情報ＤＸ課長	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	総務課防災担当者 各学年主任	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

11 施設設備安全点検

●危険箇所の把握

安全点検等の対象施設・設備等、実施時期、様式、担当は以下のとおりとする。なお、異常を発見した場合は様式への記入に加え、写真や簡単な図等を追加しておく。

◎施設設備安全点検実施体制

点検	点検時期・対象	責任者	備考
定期点検	校内施設・設備 校内の避難経路・避難場所 ※ 毎月点検対象：△△ ※ 每学期点検対象：非構造部材の劣化状況、□□ <u>※荷物棚等が固定され、落下の恐れがないか要確認</u>	管理職 総務課 保健課 体育科 事務室	・教室等の安全点検表 ・プールの安全点検表 ・運動場・校地の安全点検表 ・遊具等の安全点検表 ・避難経路・避難場所の安全点検表 ・体育用具の点検表
	家具の耐震性の点検 ※ 年1回実施	全教職員 事務室	・各部屋の管理責任者が点検する。 ・
	校地周辺・通学路 校外の避難経路・避難場所 ※ 全て每学期実施対象	管理職 総務課 生徒課	・ ・ ・
臨時点検	学校行事前後（校内施設・設備）	管理職 総務課	・ ・
	災害時（校内施設・設備）	管理職 総務課	・ ・
日常点検	通常の授業日（授業で使用する施設・設備）	全教職員	・

【参考】学校保健安全法施行規則で定める3種類の安全点検

種類	具体例	対象	法的根拠
定期 点検	☐ 每学期1回以上 ☐ 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	☐ 生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備等	<u>学校保健安全法施行規則第28条第1項</u> 每学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。
	☐ 毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	☐ 生徒等が多く使用する校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、階段、便所、手洗い場、給食室、ベランダ、屋上等	
臨時 点検	☐ 運動会や体育祭、文化祭等の学校行事の前後 ☐ 暴風雨、地震、近隣で火災等の災害時 ☐ 近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）等の発生時	☐ 必要に応じて設定	<u>同第28条第2項</u> 必要があるときは、臨時に安全点検を行う。
日常 点検	☐ 毎授業日	☐ 児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	<u>同第29条</u> 設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

【参考】避難経路・避難場所の点検 ※学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）

点検の観点
☐ 分かりやすい案内や表示があるか ☐ 避難経路に障害物がないか ☐ 災害の種類、状況に対応した複数の避難経路と避難場所が確保されているか ☐ 児童生徒等の発達段階や地域の自然的環境・社会的環境を踏まえているか ☐ 近隣住民や帰宅困難者の避難を想定しているか ☐ 実地見分を行っているか ☐ 学校等の定めた避難経路、避難場所を児童生徒等や保護者に周知しているか

【参考】非構造部材の点検 ※学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）

	教職員の点検項目
天井	☐ 天井材（仕上りボード）に破損等の異常は見当たらないか
照明器具	☐ 照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか
窓ガラス	☐ 窓ガラスにひび割れ等の異常はないか
	☐ 開閉可能な窓の鍵はかかっているか
外壁（外装材）	☐ 外壁にひび割れ等の異常は見当たらないか
収納棚等	☐ 書庫等は取付金物で壁や床に固定しているか

●ヒヤリ・ハット、気付き報告（教職員、児童生徒、保護者、地域等）

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、以下のような事態が発生した場合には、事故報告書や「ヒヤリ・ハット、気付き報告様式」を用いて報告し、必要に応じて修理等対策を講じる。なお、報告者は教職員だけでなく、児童生徒、保護者、地域住民、関係者等を含むものとし、情報を受け取った教職員は代理で様式に記録する。

- ☐ 事故や怪我には至っていないが「ヒヤリ」とした体験をした。
- ☐ 潜在的なリスクに気づいた。

ヒヤリ・ハット、気付き報告様式					
報告者	☐ 教職員 ☐ 児童生徒 ☐ 保護者 ☐ 地域住民 ☐ 関係機関（ ）				
	報告者名（代理報告者名）				
発生日時	年	月	日（ ）	時	分頃
発生場所					
事象・気付きの内容					
事象・気付き に対する措置					

【参考】

- ・児童生徒や教職員等からのヒヤリ・ハット事例の収集については、グーグルフォームを利用するなど、I C Tを活用し行くと効率的である。また、職員衛生委員会の場合等の活用も考えられる。

●危険箇所の分析・管理

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録する。

校内のみでの対応が困難なものについては、以下の方針で分析・対策・管理する。

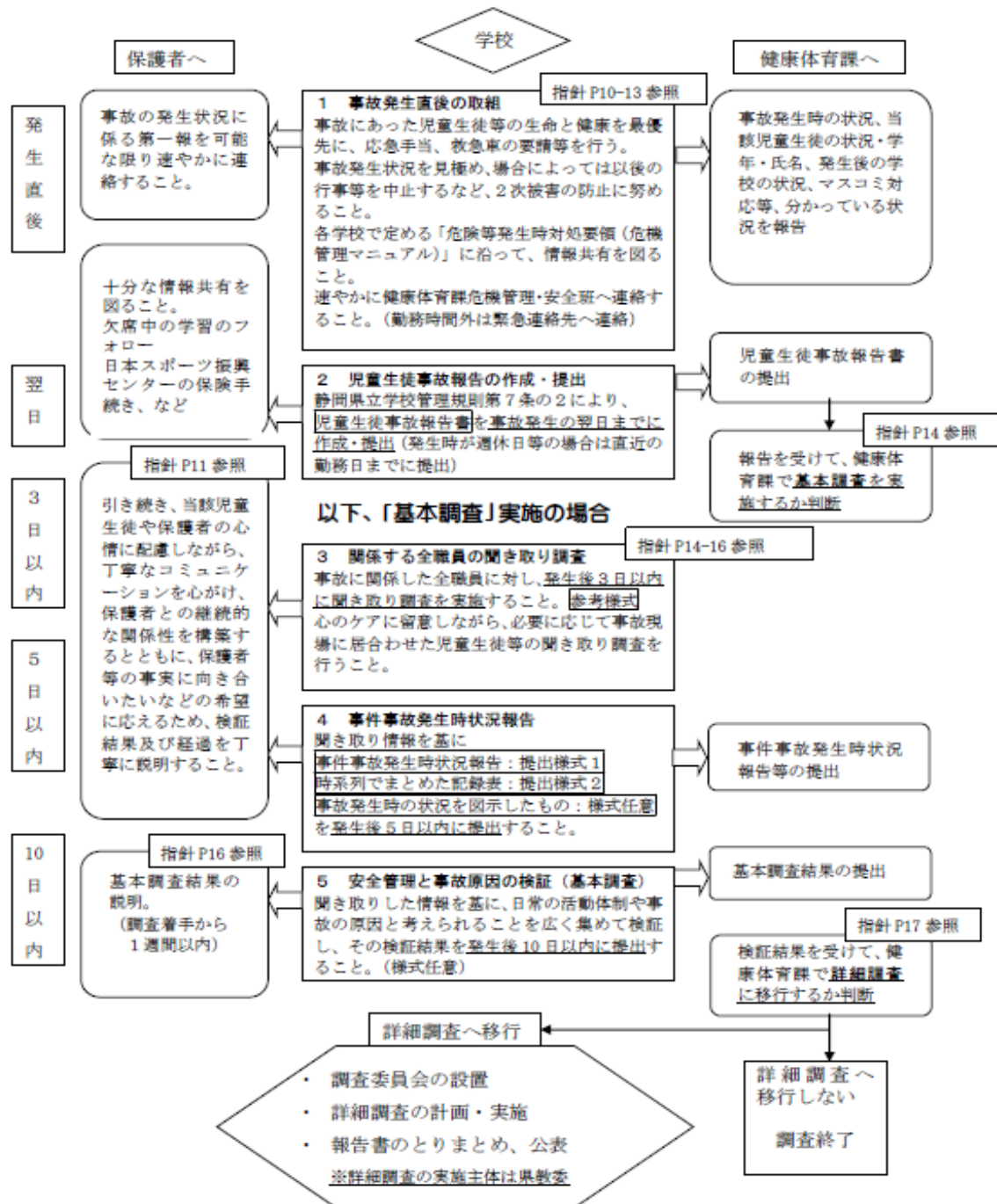
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 危険箇所をそのままにした場合に起こりうる事故・被害を具体的に想定する。☐ 想定結果が重大なものから優先的に対応を取る。 |
|--|

●事故報告書の提出

事件事故が発生した場合は、児童生徒事故報告書を県教育委員会に提出する。また「学校事故対応に関する指針（文部科学省）」を参考に適切に事故対応すること。（N E S「教育委員会要綱・要領」D B 参照）

本フローは「学校事故対応に関する指針」により作成したものです。

事件事故発生時の初動体制（県立学校）フロー



12 避難所対応 ※令和7年12月開催の「防災教育推進の連絡会議」にて、以下（p41～43）の詳細について決定する

避難所運営に関する避難所利用者、自主防災組織等との基本的な役割分担は以下のとおりとする。

組織等	役割
避難所運営組織 (避難所利用者による)	・避難所の運営主体 ・地域のマニュアル等に基づく避難所立ち上げ後は、自主防災組織等から速やかに運営を引き継ぎ、利用者全員をメンバーとする「避難所運営組織」を立ち上げる。
自主防災組織 (地元自治会)	・避難所立ち上げを主導する（適宜、「避難所運営組織」に体制を移行する）。 ・避難所や地域住民への情報伝達 ・在宅避難者の把握及び支援 ・地域全体の防火・防犯活動
避難所施設管理者 (学校等)	・市町職員と連携し、施設・設備の被害状況や安全性の確認 ・施設管理 ・避難所の運営支援（主に施設、備品）
市町職員	・施設管理者と協力した避難所の開設・解消（閉鎖） ・市町本部との連絡調整 ・避難所の運営支援

※「避難所運営マニュアル」（静岡県危機管理部）<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/manual/1029982.html>

◎避難所の施設管理者として確認すべきこと

☐ 自主防災組織、施設管理者（学校等）と市町防災部局との連絡先（勤務時間外を含む）
☐ 施設管理者として、避難者に提供できる施設やスペース、使用可能な機材
☐ 避難所用備蓄品・機材等の保管場所（市町等が準備した備蓄品等の保管スペースの提供）
☐ 避難所施設の鍵の保持者氏名と連絡先
☐ 避難所施設の耐震性や避難者来所時における対応